

令和 8 年 度

新規採用栄養教諭研修の手引

愛知県教育委員会



目 次

I	新規採用栄養教諭研修実施要項	1
II	新規採用栄養教諭年間研修基本計画	3
1	校内研修	3
2	校外等における研修	5
III	新規採用栄養教諭年間研修計画	6
IV	新規採用栄養教諭研修実施校校長等連絡協議会設置要綱	8
V	新規採用栄養教諭研修実施状況調査について	8
VI	新規採用栄養教諭研修関係文書様式	9
○	【様式1】令和8年度新規採用栄養教諭研修（校内研修）年間指導計画書	9
○	【様式2】令和8年度新規採用栄養教諭研修（校内研修）実施報告書	10
○	（記入例）令和8年度新規採用栄養教諭研修（校内研修）年間指導計画書	11
○	【様式3】令和8年度新規採用栄養教諭研修報告書	12
○	【別紙1】令和8年度新規採用栄養教諭研修実施状況調査書	13
VII	新規採用栄養教諭研修に関する計画書・報告書等の提出について	14
●	<参考資料1> 教職一般研修の校内研修年間指導計画（例）	15
●	<参考資料2> 専門研修の校内研修年間指導計画（例）	16
●	<参考資料3> 新規採用栄養教諭研修月間記録（例）	17
●	<参考資料4> 栄養教諭の職務について	18
●	<参考資料5> 養護教諭及び栄養教諭の新規採用者研修に係る非常勤職員の派遣及び 設置に関する要綱（一部抜粋）	21
●	<参考資料6> 「愛知県教員育成指標」について	22

I 新規採用栄養教諭研修実施要項

愛知県教育委員会

1 目 的

新規採用栄養教諭研修は、新規採用栄養教諭に対して現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

2 対 象

- (1) この研修の対象となる新規採用栄養教諭（以下「新規採用者」という）は、別表のとおりとする。
- (2) 愛知県教育委員会又は市（名古屋市を除く。以下同じ）町村教育委員会は、その所管する学校の新規採用者について、年間研修計画及び年間指導計画に従い、研修を受けさせるものとする。

3 内 容

新規採用者は、校内において、教職一般研修（年間30時間程度）を校長、教頭及び部主事等（以下「校長等」という）から指導を受けるとともに、研修指導員又は派遣研修指導員（以下「研修指導員等」という）を中心とする指導及び助言による専門研修〔年間60時間（1日4時間、合計15日）〕を受ける。

また、校外またはオンラインでの研修（以下「校外等における研修」という）（年間10日）を受けられるものとする。

4 年間研修基本計画

- (1) 愛知県教育委員会は、年間研修基本計画を作成する。
- (2) 年間研修基本計画においては、校内における研修及び校外等における研修に関する基本的内容及びその他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 愛知県教育委員会は、年間研修基本計画に基づき年間研修計画を作成するものとする。

5 年間指導計画（校内研修）

- (1) 校長は、愛知県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、当該学校における年間指導計画を作成するものとする。その際、研修指導員等の参画を得て作成するものとする。
- (2) 年間指導計画においては、教職一般研修と専門研修の項目及び必要な事項を定めるものとする。
なお、校内研修が円滑に実施できるよう、研修期間については、できる限り、あらかじめ週時程に組み入れるものとする。
- (3) 新規採用者が共同調理場を兼務する場合においては、年間指導計画を作成するに当たり、当該共同調理場と協力体制をとり、十分な研修が行われるよう配慮するものとする。

6 校内体制

- (1) 校長等は年間指導計画に従い、研修項目に応じて、新規採用者の指導及び助言に当たるものとする。
また、研修項目に応じて、教務主任・保健主事等、他の教員が指導及び助言に当たることのできるよう配慮するものとする。
- (2) 校長等は、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるようにしなければならない。

(3) 校長は、新規採用者が校外等における研修を受ける間、校内における学校給食指導・管理及び食に関する指導が適切に遂行されるよう配慮するものとする。

7 研修指導員等

研修指導員等については、別に定める「養護教諭及び栄養教諭の新規採用者研修に係る非常勤職員の派遣及び設置に関する要綱」によるものとする。

ただし、栄養教諭の退職者が見込まれない場合は、原則、新規採用者が在籍する学校が置かれている同一市町村（県立学校においては近隣市町村を含む）に配置されている以下に掲げる栄養教諭を充てるものとするが、同一市町村に適任者がいない場合は、近隣市町村に配置されている以下に掲げる条件を満たす栄養教諭を充てることのできるものとする。

- ・在籍校の校長が研修指導員等として適任と判断した者（臨時的任用を除き、再任用を含む）
- ・経験年数（学校栄養職員の経験年数を含む）11年以上の者
- ・研修期間を通して、新規採用栄養教諭の研修指導員等を全うできる者

8 校長等連絡協議会

新規採用者研修を円滑かつ効果的に実施するため、別に定める「新規採用栄養教諭研修実施校校長等連絡協議会設置要綱」に基づき、校長等の連絡協議会を設置するものとする。

9 研修（校内研修）年間指導計画書及び研修（校内研修）実施報告書、研修報告書

- (1) 校長は、「新規採用栄養教諭研修関係文書様式」に基づき、研修（校内研修）年間指導計画書及び研修（校内研修）実施報告書を作成するとともに、新規採用者に研修報告書を作成させる。
- (2) 校長は、研修（校内研修）年間指導計画書（様式1）及び研修（校内研修）実施報告書（様式2）並びに新規採用者が作成する研修報告書（様式3）を当該学校を所管する教育委員会、県立学校にあつては愛知県総合教育センターに提出するものとする。
- (3) 市町村教育委員会は、教育事務所を通し、新規採用栄養教諭研修関係文書（様式1～3）を愛知県総合教育センターに提出するものとする。

別 表

新規採用 栄養教諭 研修対象者	公立小中・義務教育学校及び県立学校新規採用栄養教諭とする。ただし、次に掲げる者を除く。 1 臨時的に任用された者 2 正規の栄養教諭として1年以上勤務した経験を有し、新規採用栄養教諭研修と同等の研修を既に受講するなど、任命権者が新規採用栄養教諭研修の対象にする必要がないと認めた者
-----------------------	--

附 則 この要項は平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要項は平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要項は平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要項は平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要項は平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要項は令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要項は令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要項は令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要項は令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要項は令和8年4月1日から施行する。

II 新規採用栄養教諭年間研修基本計画

1 校内研修

- (1) 新規採用者は、校内において、校長等の指導及び助言により教職一般研修を年間30時間程度受けるとともに、研修指導員等を中心とする指導及び助言により専門研修を年間60時間（1日4時間、合計15日）受けるものとする。
- (2) 校長等は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて新規採用者の指導及び助言に当たるものとする。また、研修項目に応じて、教務主任・生徒指導主事・保健主事等、他の教員が指導及び助言に当たることのできるよう配慮するものとする。
- (3) 研修指導員等は、校長の指導の下に年間指導計画に従い、新規採用者に対して指導及び助言を行うものとする。
- (4) 校長等は、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるようにしなければならないものとする。
- (5) 校内における研修の年間研修基本計画の基本的研修内容を下表に示す。

<教職一般研修の項目及び内容（年間30時間程度）>

項目	研修内容
基礎的 素養	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の服務・義務（不祥事防止を含む） ・勤務と給与 ・保護者等との接し方 ・本校の教員としての心構え ・学校教育目標と学校評価 ・学年・学級の運営 ・教育課題の対応 ・学校教育目標と目指す児童生徒像 ・教育環境の整備 ・校務分掌とその機能 ・PTA組織と運営 ・社会教育、家庭教育との関連 ・環境教育 ・学習指導要領と教育課程の編成・実施 ・公文書、諸表簿、提出文書の取り扱い ・本校の人権教育 ・開かれた学校づくり ・特別支援教育体制の整備と活用 ・校務DXの推進 ・異なる学校種間・設置者間の連携
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ・本校における健康教育の目標 ・本校における学校保健・安全指導の進め方 ・本校の安全管理・事故防止 ・本校における食に関する指導の進め方 ・清掃指導 ・校内給食委員会の進め方と活性化 ・給食指導 ・感染症の予防と対策
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における生徒指導体制と栄養教諭の役割 ・児童生徒理解の内容と方法 ・教員と児童生徒の人間関係 ・児童生徒の褒め方・叱り方 ・ガイダンスの機能と教育相談の充実 ・いじめ・不登校児童生徒の指導の在り方 ・本校のいじめ防止基本方針 ・教員間の連携
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・本校の特別活動の目標及び内容 ・全体の指導計画と年間指導計画 ・特別活動の特質と栄養教諭の役割 ・委員会活動の指導と評価の工夫 ・学校行事の指導の実際と栄養教諭の役割
教科指導	<ul style="list-style-type: none"> ・教科指導の実際（授業参観、授業研究会参加） ・授業における児童生徒理解 ・教材、教具の作成と活用の仕方 ・ICTの効果的な活用 ・ティーム・ティーチングによる授業の進め方
道徳教育等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、地域における道徳教育の基本方針 ・他教科・領域等における道徳教育 ・本校の総合的な学習（探究）の時間のねらい ・学校におけるキャリア教育（進路指導）体制

<専門研修の項目及び内容 {年間60時間(1日4時間、合計15日)} >

項目	研修内容	項目	研修内容		
食に関する指導	1 食に関する指導の推進	給食管理	1 衛生管理(学校給食衛生管理基準)		
	○給食・食育担当等校務分掌と栄養教諭の役割 ○児童生徒の食生活の実態把握の方法 ○食に関する指導の体制づくり ○食に関する指導の全体計画の策定 ○学級担任、養護教諭、学校医等との連携 ○学校食育の評価 ○食に関する指導の全体計画の評価		学校給食の衛生管理	○施設・設備の衛生管理 ○調理室内器具類の衛生管理 ○調理過程の衛生管理 ○作業工程表、作業動線図の作成 ○学校給食従事者の衛生管理 ○日常及び臨時の衛生検査	
	2 各教科等や給食の時間における食に関する指導		食品の衛生	○食品及び食品納入業者の選定 ○食品の検収 ○食品の取扱い ○食品の保管 ○食品衛生関係法規	
	◆教科等における食に関する指導 ○担任や養護教諭との連携の方法 ○学習指導案の作成方法 ○教材・資料等の活用方法 ○研究授業の実施 ○委員会活動やクラブ活動等の指導		衛生指導	○児童生徒への指導 ○調理従事者への指導	
	◆学校給食を生きた教材として活用した指導 ○学校給食を活用した指導 ○献立の作成と指導への活用 ○地場産物の活用 ○伝統的な地域の食文化等の伝承 ○給食の時間における給食指導(準備・会食・片付け)及び食に関する指導の方法		食中毒の予防	○食中毒の知識 ○食中毒の予防対策 ○事故防止体制の整備 ○発生時の対応と配慮事項	
	3 児童生徒の個別的な相談指導		2 栄養管理(学校給食実施基準)	献立作成及び栄養報告	○学校給食の意義・役割 ○大量調理の基本的な考え方 ○学校給食実施基準に基づく栄養管理 ○学校給食摂取基準及び食品構成に配慮した献立作成 ○年間献立計画の作成 ○地場産物の活用方法 ○食物アレルギーやその他の疾病を有する児童生徒等の栄養管理 ○献立委員会への参画と運営 ○献立表の作成
	○食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導の方法 ○状況把握・支援の記録や活用の方法 ○個別相談の方法 ○保護者、学級担任、養護教諭等との連携 ○専門家、専門機関との連携・調整				
	4 家庭や地域との連携・調整				
	○保護者への助言 ○家庭への啓発の方法 ○給食だより、食育だよりの作成と活用啓発の方法 ○試食会、親子料理教室等の立案と実施 ○PTA等による食に関する活動への支援 ○地域関係機関・団体等との連携・調整				

2 校外等における研修

- (1) 新規採用者は、総合教育センターが実施する校外またはオンラインでの研修を10日間及びその他の校外研修を受けるものとする。
- (2) 校外等における研修の年間研修基本計画の基本的な内容を下表に示す。

<年間10日>

項目		研修内容	項目	研修内容	
食に関する指導	基礎的素養	<ul style="list-style-type: none"> ○公教育の役割と諸課題解決に向けた取組 ○教員の服務・義務、在り方 ○学校給食関係法規の理解と栄養教諭の職務 ○社会人としての常識、体験活動 ○人権教育、特別支援教育、情報教育 	衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生関係法規 ○学校給食の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理体制の必要性 ・異常発生時の対応 ○食中毒の基礎知識 ○食品検査の実際 ○調理作業工程表の作成 ○調理作業動線図の作成 ○学校給食衛生管理基準 ○マニュアル等作成と留意点 	
	食に関する指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○食育推進と校内体制 ○食に関する指導全体計画の策定 ○児童生徒の食生活の実態把握 ○愛知県における食育の推進 ○校内体制づくりと計画の作成 		給食管理	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食の役割 ○学校給食の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・食事環境の整備 ○学校給食の栄養管理 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食摂取基準 ○献立の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・献立作成委員会への参画と運営 ・地場産物の活用 ○学校給食物資の流通 ○学校給食費
	教科等における食に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導要領、教育課程における学校給食・食育の位置付け ○学習指導案の作成と授業実践 <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や養護教諭との連携の方法等 ・教材・資料等の効果的な活用方法 ○特別活動等における食に関する指導の実際 ○道徳、総合的な学習・探究の時間における食に関する指導の実際 			
	児童生徒への指導	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実際 ○食に関する相談活動 ○児童生徒の心の発達と支援 ○食物アレルギーと学校給食 ○児童生徒と生活習慣病 			
家庭や地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域への効果的な啓発の方法 ・地域の関係機関・団体等との連携・調整 ・外国人児童生徒教育 				

Ⅲ 新規採用栄養教諭年間研修計画

1 校内における年間研修計画

実施月	種類	指導時数	指導内容
4	教職	2	・本校の教員としての心構え ・学校教育目標と学校評価 ・教員の服務・義務(不祥事防止を含む)
	専門	4	・給食の時間の指導 ・食に関する指導の体制づくり(食に関する指導の全体計画を含む)
5	教職	3	・学習指導要領と教育課程の編成・実施 ・校務分掌とその機能 ・本校における健康教育の目標 ・本校における学校保健・安全指導の進め方 ・学年・学級の運営 ・公文書、諸表簿、提出文書の取り扱い
	専門	8	・施設・設備の衛生管理 ・調理過程の衛生管理 ・学校給食の意義・役割 ・大量調理の基本的な考え方
6	教職	3	・特別支援教育体制の整備と活用 ・保護者等との接し方 ・開かれた学校づくり ・児童生徒理解の内容と方法 ・児童生徒の褒め方、叱り方
	専門	8	・学級担任、養護教諭、学校医等との連携 ・児童生徒の食生活の実態把握の方法 ・調理室内器具類の衛生管理 ・作業工程表、作業動線図の作成
7	教職	3	・本校の安全管理・事故防止 ・感染症の予防と対策 ・学校、地域における道徳教育の基本方針 ・学校教育目標と目指す児童生徒像 ・教育課題の対応 ・本校の総合的な学習(探究)の時間のねらい
	専門	4	・年間献立計画の作成 ・学校給食摂取基準及び食品構成に配慮した献立作成
8	教職	3	・校内給食委員会の進め方と活性化 ・清掃指導 ・特別活動の全体の指導計画と年間指導計画 ・特別活動の特質と栄養教諭の役割 ・学校における生徒指導体制と栄養教諭の役割 ・教員間の連携
	専門	8	・給食・食育担当等校務分掌と栄養教諭の役割 ・給食だより、食育だよりの作成と活用啓発の方法 ・個別相談の方法 ・状況把握・支援の記録や活用の方法 ・食物アレルギー対応
9	教職	3	・本校の食に関する指導の進め方 ・ガイダンス機能と教育相談の充実 ・いじめ・不登校児童生徒への指導の在り方 ・給食指導
	専門	4	・食物アレルギーやその他の疾病を有する児童生徒等の栄養管理 ・献立委員会への参画と運営
10	教職	3	・本校のいじめ防止基本方針 ・学校行事の指導の実際と栄養教諭の役割
	専門	4	・食中毒の予防対策 ・児童生徒への衛生指導 ・調理従事者への衛生指導
11	教職	2	・教科指導の実際(授業参観、授業研究会参加)
	専門	4	・事故防止体制の整備 ・発生時の対応と配慮事項
12	教職	2	・委員会活動の指導と評価の工夫 ・本校の人権教育 ・環境教育 ・教育環境の整備
	専門	4	・家庭への啓発の方法 ・保護者への助言 ・保護者、学級担任、養護教諭等との連携
1	教職	2	・社会教育、家庭教育との関連 ・PTA組織と運営 ・教材、教具の作成と活用の仕方 ・ICTの効果的な活用
	専門	4	・委員会活動やクラブ活動等の指導 ・研究授業の実施
2	教職	2	・学校におけるキャリア教育(進路指導)体制 ・授業における児童生徒理解 ・ティーム・ティーチングによる授業の進め方
	専門	4	・学校食育の評価 ・試食会、親子料理教室等の立案と実施
3	教職	2	・教員と児童生徒の人間関係 ・学校教育目標と学校評価
	専門	4	・食に関する指導の全体計画の評価
指導時数	一般教職研修	30時間	
	専門研修	60時間	

2 校外等における年間研修計画

(1) 令和8年度新規採用栄養教諭研修年間計画（校外等における研修）

① 総合教育センターが実施する校外またはオンラインでの研修

回	期 日	研 修 概 要	場 所	備 考
1	4月14日(火)	◇開講行事 【講話】県教育庁挨拶 【講義】教育公務員としての自覚 【講演】教職員としての生き方 ◇eラーニングでの研修 ◇研修オリエンテーション	各学校 オンライン	県立初任研 新採養教研と 合同
2	6月5日(金)	【講義】食品衛生関係法規と食中毒 【講義・演習】食に関する指導の全体計画と校内体制づくり 【講義・協議】食に関する指導に係る学習指導案作成と具体的な授業実践の方法	総合教育 センター	
3	7月3日(金)	【講義・演習】人権教育 【講義・実習】食品検査の実際と簡易検査法 【講義・演習】給食管理（栄養管理・衛生管理）	総合教育 センター	一部新採養教 研と合同
4	7月28日(火)	【講義】いじめ・不登校児童生徒の指導の在り方 【講義】特別な支援を必要とする子どもへの指導	各学校 オンライン	小中初任研と 合同
5	<小・中・義> 8月5日(水) <特> 9月15日(火)	<小・中・義務教育学校> 【講義】校外学習の安全管理体制の整備に向けて 【実習】特別活動 人間関係づくり 【演習】(選択)SDGs、集団体験活動、防災教育 <特別支援学校> 【実習】グループワークトレーニング 【講義】社会人としての常識 【実習】SDGs	総合教育 センター	<小・中・義> 小学校初任研、 小中新採養研 新採幼教研と合同 <特支> 県立初任研 県立新採養教研 と合同
6	7月22日(水) ~8月31日(月)	◇夏期eラーニング研修	各学校 オンライン	
7	9月4日(金)	【講義・協議】食に関する指導の実践 【講義】愛知県における食育の推進 【講義・協議】教科と関連させた献立作成	総合教育 センター	
8	10月6日(火)	【講義】食物アレルギーと学校給食 【講義・協議】個の特性とその理解 【講義】児童生徒と生活習慣病	あいち小児 保健医療総 合センター	
9	11月18日(水)	【講義】給食の時間における食に関する指導の在り方 【講義・演習】教科における食に関する指導の考え方 【講義・演習】児童生徒の心の発達と支援 【講義・演習】個別的な相談指導を進めるための児童 生徒の実態と把握	総合教育 センター	
10	1月29日(金)	【講義・協議】学校・家庭・地域との連携 ◇閉講行事 【スピーチ】1年間を振り返って 【講話】今後の成長を願って 【講話】栄養教諭に期待すること	各学校 オンライン	閉講行事は 新採養教研と 合同

※総合教育センター会場等の開催通知はそのつど送付しないため、年間計画に従って出席する。

※受付及び開始時間

・総合教育センターでの研修

受付 9:00~ 9:25 開始 9:30

・あいち小児保健医療総合センターでの研修

受付・日程説明・諸連絡 9:30~ 10:00

※受付完了 9:40

- ② eラーニング研修
 <開講行事>
 <5/7～6/9>
- 全校種共通<夏期>
- ③ その他の校外研修
 <小中・義務教育学校>
 総合教育センターが実施する校外等における研修の他に、教育事務所・市町村教育委員会が研修を実施する場合は、その研修計画に基づく研修を実施する。
- 「社会人としてのマナー」(小・中・義のみ)
 「学校保健について」
 「栄養教諭に関する法規と職務内容」
 「情報教育(情報モラル・プログラミング教育を含む)」
 「外国人児童生徒教育の現状と課題」

IV 新規採用栄養教諭研修実施校校長等連絡協議会設置要綱

1 目的

新規採用栄養教諭研修の実施校の校長に対して、研修の趣旨を徹底するとともに、実施校相互の情報交換等を行い、新規採用栄養教諭研修の円滑かつ効果的な実施を図る。

2 協議内容

- (1) 新規採用栄養教諭研修の内容・方法等の諸問題
- (2) 新規採用栄養教諭研修の実施上の諸問題

3 連絡協議会委員の構成

- (1) 新規採用栄養教諭研修実施校校長等連絡協議会委員は、実施校校長等で組織する。
 任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 新規採用栄養教諭研修実施校校長等連絡協議会事務局は、愛知県教育委員会保健体育課に置く。

V 新規採用栄養教諭研修実施状況調査について

1 目的

新規採用栄養教諭研修校内研修の実施状況、課題等を把握し、今後の新規採用栄養教諭研修に活用する。

2 調査対象

新規採用栄養教諭研修実施校校長

3 実施方法

- (1) 校内研修の実施状況、実施上の課題、研修に関する意見等を報告する。
- (2) 実施上の課題については、次年度以降の研修に生かすための資料とする。

4 提出部数

新規採用栄養教諭研修実施状況調査書(別紙1) <P13参照>・・・1部

5 提出先・提出期限

「新規採用栄養教諭研修に関する計画書・報告書等の提出について」 <P14参照>

令和8年度新規採用栄養教諭研修（校内研修）実施報告書

学校名 _____ 立 _____ 学校 _____
 校長名 _____

栄養教諭名（ _____ ）

回	月	日	曜	種類	指導時数			指導者	研修項目	指導内容
					校長、 教頭、 部主事	その 他の 教員等	研修 指導員等			

項目	校内研修 実施合計時間数	指導者別実施時間数		
		校長、教頭、 部主事	その他の 教員等	研修指導員等
時間数	0	0	0	0

<校長所感> ※校長の直筆、入力のいずれでもよい。

記入例

受講番号 06002345

令和8年度新規採用栄養教諭研修（校内研修）年間指導計画書

学校名 立 学校
 校長名 _____

栄養教諭名（ 愛知 花江 ）

回	月	日	曜	種類	指導時数			指導者	研修項目	指導内容
					校長、 教頭、 部主事	その 他の 教員等	研 修 指 導 員 等			
1	4	3	金	教職	1			校長	基礎的素養	・本校の教員としての心構え ・本校の学校教育目標
2	4	3	金	教職	1			教頭	基礎的素養	・教員の服務と義務（不祥事防止を含む）
3	4	9	木	専門			4	研修指導員	食に関する指導	・校内研修(専門研修)の進め方 ・食に関する指導の校内体制づくり（食に関する指導の全体計画を含む） ・給食の時間の指導
4	5	7	木	教職		1		教務主任	基礎的素養	・学習指導要領と教育課程の編成・実施 ・校務分掌とその機能
5	5	8	金	専門			4	研修指導員	衛生管理	・施設・設備の衛生管理 ・調理過程の衛生管理
6	5	11	月	教職		1		保健主事	健康教育	・本校における健康教育の目標 ・本校における学校保健・安全指導の進め方
7	5	15	金	教職		1		教務主任	基礎的素養	・公文書、諸表簿、提出文書の取り扱い
43	3	4	木	専門			4	研修指導員	食に関する指導	・食に関する指導の全体計画の評価
44	3	5	金	教職	1			教頭	基礎的素養	・教員と児童生徒の人間関係
45	3	5	金	教職	1			校長	基礎的素養	・学校教育目標と学校評価

項目	校内研修 実施合計時間数	指導者別実施時間数		
		校長、教頭、 部主事	その他の 教員等	研修指導員等
時間数	90	5	25	60

派遣研修指導員(小・中・義)
研修指導員(特支)

※教育センターのウェブページからダウンロードしたエクセルファイルを使用すると、自動的に実施時間数が表示されます。
 ※「種類」を選択すると、「研修項目」のプルダウンリストに必要な項目が表示されます。
 ※ワードや一太郎等で作成してもかまいません。

令和8年度新規採用栄養教諭研修報告書

学校名 立 学校

栄養教諭名

1 校内研修について

- 用紙 A4判縦、横書き
- 文字 BIZ UD明朝、10.5ポイントまたは11ポイント
- 印刷 両面印刷
- 枚数 両面印刷で1枚を原則とする。ただし、2枚以上になる場合は左上を綴じる。

2 校外等における研修（オンライン研修を含む）について

3 その他

【別紙1】

令和8年度新規採用栄養教諭研修実施状況調査書

学校名		校長名	
校内研修での新規採用 栄養教諭の様子			
校内研修を進める上での 課題	<教職一般研修について> <専門研修について>		
校外等における研修につ いての意見 (オンライン研修を含む)			
研修全般に関する 意見・要望			
その他			

Ⅶ 新規採用栄養教諭研修に関する計画書・報告書等の提出について

1 提出書類

- (1) 令和8年度新規採用栄養教諭研修（校内研修）年間指導計画書（様式1）
- (2) 令和8年度新規採用栄養教諭研修（校内研修）実施報告書（様式2）
- (3) 令和8年度新規採用栄養教諭研修報告書（様式3）
- (4) 令和8年度新規採用栄養教諭研修実施状況調査書（別紙1）

2 提出部数、提出期限、提出先

<小・中・義務教育学校に在籍する栄養教諭>

		各新規採用栄養教諭 研修実施校	関係市町村教育委員会	各教育事務所
様式1	部数	4部	3部	2部
	提出期限	令和8年5月7日（木）	令和8年5月15日（金）	令和8年5月29日（金）
別紙1	部数	1部	1部	1部
	提出期限	令和8年9月4日（金）	令和8年9月11日（金）	令和8年9月24日（木）
様式2・3	部数	各4部	各3部	各2部
	提出期限	令和9年2月26日（金）	令和9年3月8日（月）	令和9年3月15日（月）
提出先		関係市町村教育委員会	各教育事務所	愛知県総合教育センター 学校支援研修課 キャリアアップ研修推進G

<特別支援学校に在籍する栄養教諭>

		各新規採用栄養教諭 研修実施校	提出先
様式1	部数	2部	〒444-0802 岡崎市美合町字並松1番80 愛知県総合教育センター 学校支援研修課キャリアアップ研修推進G 新規採用栄養教諭研修担当宛て ※封筒の表の左下に、「新規採用栄養教諭研修 ○○○書在中」と朱書きする。
	提出期限	令和8年5月29日（金）	
別紙1	部数	1部	
	提出期限	令和8年9月24日（木）	
様式2・3	部数	各2部	
	提出期限	令和9年3月15日（月）	

3 新規採用者の研修記録について（新規採用者が作成）

- ・新規採用者は各月の研修内容、研修時数、指導者等が分かるように、研修記録を作成することが望ましい。
- ・様式については、参考資料3「新規採用栄養教諭研修月間記録（例）」（P17）を参考にして、各学校で工夫して作成する。
- ・研修記録を校内で回覧する等して情報を共有し、研修の進捗状況を確認できるようにする。
- ・この研修記録については、総合教育センター等への提出を要しない。

<参考資料1> 教職一般研修の校内研修年間指導計画（例）

【作成上の留意点】

- ・教職一般研修については、30時間程度とする。
- ・「学校行事の指導の実際」などは、単に学校行事に参加するだけにならないこと。
（学校行事の意義や栄養教諭の関わり方について、指導を行う）
- ・研修予定日が校外等における研修と重なっていないか確認する。

回	月	種類	指導 時数	指導者	研修項目	指導内容
1	4	教職	1	校長	基礎的素養	・本校の教員としての心構え ・学校教育目標と学校評価
2		教職	1	教頭	基礎的素養	・教員の服務・義務(不祥事防止を含む)
3	5	教職	1	教務主任	基礎的素養	・学習指導要領と教育課程の編成・実施 ・校務分掌とその機能 ・学年・学級の運営
4		教職	1	保健主事	健康教育	・本校における健康教育の目標 ・本校における学校保健・安全指導の進め方
5		教職	1	教務主任	基礎的素養	・公文書、諸表簿、提出文書の取り扱い
6	6	教職	1	特別支援教育 コーディネーター	基礎的素養	・特別支援教育体制の整備と活用
7		教職	1	教頭	基礎的素養	・保護者等との接し方 ・開かれた学校づくり
8		教職	1	学年主任	生徒指導	・児童生徒理解の内容と方法 ・児童生徒の褒め方、叱り方
9	7	教職	1	保健主事	健康教育	・本校の安全管理・事故防止 ・感染症の予防と対策
10		教職	1	道徳教育 推進教師	道徳教育等	・学校、地域における道徳教育の基本方針 ・本校の総合的な学習(探究)の時間のねらい
11		教職	1	教務主任	基礎的素養	・教育課題の対応 ・学校教育目標と目指す児童生徒像
12	8	教職	1	保健主事	健康教育	・校内給食委員会の進め方と活性化 ・清掃指導
13		教職	1	教務主任	特別活動	・特別活動の全体の指導計画と年間指導計画 ・特別活動の特質と栄養教諭の役割
14		教職	1	生徒指導主事	生徒指導	・学校における生徒指導体制と栄養教諭の役割 ・教員間の連携
15	9	教職	1	給食主任	健康教育	・本校の食に関する指導の進め方 ・給食指導
16		教職	1	学年主任	生徒指導	・ガイダンス機能と教育相談の充実
17		教職	1	教育相談担当教諭	生徒指導	・いじめ・不登校児童生徒への指導の在り方
18	10	教職	2	教務主任	生徒指導	・本校のいじめ防止基本方針
19		教職	1	食育推進担当教諭	特別活動	・学校行事の指導の実際と栄養教諭の役割
20	11	教職	2	教務主任	教科指導	・教科指導の実際(授業参観、授業研究会参加)
21	12	教職	1	児童生徒会担当教諭	特別活動	・委員会活動の指導と評価の工夫
22		教職	1	校務主任	基礎的素養	・本校の人権教育 ・環境教育 ・教育環境の整備
23	1	教職	1	教頭	基礎的素養	・社会教育・家庭教育との関連 ・PTA組織と運営
24		教職	1	学年主任	教科指導	・教材、教具の作成と活用の仕方 ・ICTの効果的な活用
25	2	教職	1	進路指導主事	道徳教育等	・学校におけるキャリア教育(進路指導)体制
26		教職	1	学年主任	教科指導	・授業における児童生徒理解 ・ティーム・ティーチングによる授業の進め方
27	3	教職	1	教頭	基礎的素養	・教員と児童生徒の人間関係
28		教職	1	校長	基礎的素養	・学校教育目標と学校評価
種類			指導 時数	指導者	指導時間	
一般教職研修			30	校長、教頭、部主事	6	
				その他の教員等	24	

<参考資料2> 専門研修の校内研修年間指導計画（例）

【作成上の留意点】

- ・専門研修は年間60時間（1日4時間、合計15日）とする。
- ・指導者は小中・義務教育学校…派遣研修指導員、特別支援学校…研修指導員
- ・研修指導員等の参画を得て立案する。

回	月	種類	指導 時数	指導者	研修項目	指導内容
1	4	専門	4	研修指導員	食に関する指導	・食に関する指導の体制づくり(食に関する指導の全体計画を含む) ・給食の時間の指導
2	5	専門	4	研修指導員	衛生管理	・施設・設備の衛生管理 ・調理過程の衛生管理
3		専門	4	研修指導員	栄養管理	・学校給食の意義・役割 ・大量調理の基本的な考え方
4	6	専門	4	研修指導員	食に関する指導	・学級担任、養護教諭、学校医等との連携 ・児童生徒の食生活の実態把握の方法
5		専門	4	研修指導員	衛生管理	・調理室内器具類の衛生管理 ・作業工程表、作業動線図の作成
6	7	専門	4	研修指導員	栄養管理	・年間献立計画の作成 ・学校給食摂取基準及び食品構成に配慮した献立作成
7	8	専門	4	研修指導員	食に関する指導	・給食・食育担当等校務分掌と栄養教諭の役割 ・給食だより、食育だよりの作成と活用啓発の方法
8		専門	4	研修指導員	食に関する指導	・食物アレルギー対応 ・個別相談の方法 ・状況把握・支援の記録や活用の方法
9	9	専門	4	研修指導員	栄養管理	・食物アレルギーやその他の疾病を有する児童生徒等の栄養管理 ・献立委員会への参画と運営
10	10	専門	4	研修指導員	衛生管理	・食中毒の予防対策 ・児童生徒への衛生指導 ・調理従事者への衛生指導
11	11	専門	4	研修指導員	衛生管理	・事故防止体制の整備 ・発生時の対応と配慮事項
12	12	専門	4	研修指導員	食に関する指導	・家庭への啓発の方法 ・保護者への助言 ・保護者、学級担任、養護教諭等との連携
13	1	専門	4	研修指導員	食に関する指導	・委員会活動やクラブ活動等の指導 ・研究授業の実施
14	2	専門	4	研修指導員	食に関する指導	・学校食育の評価 ・試食会、親子料理教室等の立案と実施
15	3	専門	4	研修指導員	食に関する指導	・食に関する指導の全体計画の評価
種類			指導 時数	指導者	<参考> 研修指導員等後補充学校勤務日(1日4時間)	
専門研修			60	研修指導員	<全校種> 4月14日(火)、6月5日(金)、7月3日(金)、9月4日(金)、 10月6日(火)、11月18日(水)、1月29日(金) <特支> 9月15日(火)	

<参考資料3> 新規採用栄養教諭研修月間記録(例)

○研修者が研修の記録として記入する。

○校長等は研修内容等を確認して、研修の進捗状況を把握する。

回覧				
校長	教頭	部主事	教務主任	研修指導員

※必要に応じて、回覧者の変更や、回覧欄の追加等をしてください。

栄養教諭名											
実施月			年 月		一般教職 研修時数	時間	専門研 修時数	時間			
回	日	曜	①教職 ②専門	指導 時数	指導者名	研修内容			研修場所		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
※記録・感想等											
※備考（校外等における研修実施時には、研修内容を簡潔に記載する）											

栄養教諭の職務について

学校教育法において栄養教諭は、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」とされることから、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことを職務とする。

1 食に関する指導

(1) 学校給食を活用した食に関する指導（学校給食法 第三章）

- 学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導
- 地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する理解を深める指導
- 食に関して特別の配慮を必要とする児童生徒に対する個別的な指導
- その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導
 - ・学級担任、教科担任等と連携して関連教科や特別活動等における指導
 - ・委員会活動、クラブ活動の運営、指導

(2) 食に関する指導に係る全体計画の作成及び全体計画を踏まえた指導に際しての役割 (食に関する指導の手引-第二次改訂版- 文部科学省)

- 全体計画の作成の検討、原案作成、決定等の進行管理を行うこと。
- 教職員の連携・調整の要としての役割を果たすこと。
- 家庭や地域との連携・調整の要としての役割を果たすこと。
- 給食献立計画、給食の時間における食に関する指導の計画、各教科等における食に関する指導の計画の関連付けを積極的に図ること。
- 校長その他の教職員に対して食の観点から把握した児童生徒の生活実態等を積極的に提示すること。
- 校長その他の教職員に対して食育に関する取組事例、研究成果等を積極的に提供すること。
- 校長その他の教職員に対して自校や他校における学校給食の現状や課題等についての情報提供を積極的に行うこと。

(3) 学校・家庭・地域が連携した食育の推進における役割

(食に関する指導の手引-第二次改訂版- 文部科学省)

- 家庭における食生活や生活習慣等の実態把握
- 家庭への啓発活動等を推進するための企画・提案
- 地域の食育の取組の情報収集
- 地域の関係機関・団体との連携の推進
- 校内での「食に関する指導の人材等のリスト」を作成・活用すること。

○校長は、食に関する指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。(学校給食法 第十条)

○教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

(学習指導要領 第1章総則 第5 1 イ 平成29年3月公示)

○さらに、全体計画を踏まえて、各学年の年間指導計画を作成することで、各学年の食に関する指導の意図が明確になります。

(愛知県学校食育推進の手引-第一次改訂版-令和4年3月)

2 給食管理

(1) 栄養管理と献立作成（学校給食法：第八条 学校給食実施基準 学校給食摂取基準）

- 学校給食摂取基準の適用に当たっては、個々の児童生徒の健康状態及び生活活動の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に適用すること。
- 常に食品の組合せ、調理方法等の改善を図るとともに、児童生徒のし好の偏りをなくすよう配慮すること。
- 魅力あるおいしい給食となるようにすること。
- 家庭における日常の食生活の指標となるように配慮すること。
- 献立に使用する食品や献立のねらいを明確にした献立計画を示すこと。
- 各教科等の食に関する指導と意図的に関連させた献立作成とすること。
- 地域の産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れること。
- 献立名や食品名が明確な献立作成に努めること。
- 食物アレルギー対応食については、学校及び調理場の状況と食物アレルギー等のある児童生徒の実態を総合的に判断し、現状で行うことのできる最良の方法を検討する。

(2) 衛生管理（学校給食法：第九条 学校給食衛生管理基準）

学校給食調理場において、**栄養教諭**又は**学校栄養職員**は**衛生管理責任者**として定められている。

衛生管理責任者

- 施設及び設備の衛生、食品の衛生及び学校給食調理員の衛生の日常管理に当たること。
- 調理過程における下処理、調理、配送等の作業工程を分析し、各工程において清潔かつ迅速に加熱及び冷却調理が適切に行われているかを確認し、その結果を記録すること。

適切な衛生管理を図るために学校給食衛生管理基準には、**栄養教諭**又は**学校栄養職員**（以下「**栄養教諭等**」という）について、以下のように明記されています。

- ・学校給食施設は、設計段階において保健所及び学校薬剤師等の助言を受けるとともに、**栄養教諭等**その他の関係者の意見を取り入れ整備すること。
- ・献立作成委員会を設ける等により、**栄養教諭等**、保護者その他の関係者の意見を尊重すること。
- ・食品選定のための委員会等を設ける等により、**栄養教諭等**、保護者その他の関係者の意見を尊重すること。
- ・校長又は共同調理場の長（以下「校長等」という）は、学校保健委員会等を活用するなどにより、**栄養教諭等**、保健主事、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長等の専門家及び保護者が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図ること。
- ・校長等は、**栄養教諭等**の指導及び助言が円滑に実施されるよう、関係職員の意思疎通等に配慮すること。
- ・学校給食を実施する教育委員会は、**栄養教諭等**の衛生管理に関する専門性の向上を図るため、新規採用時及び経験年数に応じた研修その他の研修の機会が確保されるよう努めること。

3 学校の管理運営

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（令和7年4月30日7初健食第2号）
には、栄養教諭の職務について、以下のように明記されています。

- ・各校長は、**栄養教諭**について、学校規模、教職員の配置人数や経験年数、各学校の地域の実情等に応じて、具体的に校務の分掌を定める必要がありますが、その際、栄養教諭も他の教諭等と同様に、具体的に校務の分掌を定める必要があります。
- ・特に、食に関する業務に限らず、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待されます。
- ・一方、**栄養教諭等**は、必ずしも1校に一人配置されておらず、複数校を兼務したり、他校への巡回指導等を行っていたりする者も多いことから、特に「学校の管理運営に関すること」については、こうした状況を考慮して定めることとなります。

【一部抜粋】

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（令和7年4月30日7初健食第2号）
別表 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育 その他の学校の 教育活動に 関すること	各教科等における指導	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導その他の学校の教育活動への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談 指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導 計画の作成、実施、評価等） 食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応
2	主として学校 給食の管理に 関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）
3	主として学校 の管理運営に 関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との 連携及び協力の推進に関 すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡 及び調整
		その他学校の管理運営に関 すること	学校の安全計画等に基づく安全点検

<参考資料5>

養護教諭及び栄養教諭の新規採用者研修に係る非常勤職員の派遣及び設置に関する要綱（一部抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、公立学校（名古屋市及び中核市を除く）の養護教諭及び栄養教諭（以下、「養護教諭等」という）に対する新規採用者研修の指導者について、任用、給与その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣の条件）

第2条 市町村立学校における養護教諭等に対する新規採用者研修の指導者（以下、「派遣研修指導員」という）は、養護教諭等に対する新規採用者研修を実施するために必要な場合に市町村教育委員会の求めに応じて、県教育委員会が派遣する。

（派遣の申請）

第3条 市町村教育委員会は、派遣研修指導員の派遣を受けようとするときは、原則として派遣を受けようとする日の20日前までに、派遣研修指導員派遣申請書（様式第1）により、県教育委員会に申請しなければならない。

（派遣の決定）

第4条 県教育委員会は、前条に規定する申請を受理した場合において、第2条に定める派遣の条件に該当すると認められるときは、派遣研修指導員の派遣を決定し、派遣研修指導員派遣決定書（様式第2）により、当該市町村教育委員会へ通知するものとする。

2 県教育委員会は、必要に応じて、申請された派遣研修指導員の派遣期間又は勤務時間数の調整を行うことができるものとする。

（身分）

第5条 派遣研修指導員及び県立の高等学校、特別支援学校（以下「県立学校」という）における養護教諭等に対する新規採用者研修の指導者（以下、「研修指導員」という）の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職とする。また、派遣研修指導員については、市町村の非常勤職員の身分を併せて有するものとする。

（任用）

第6条 派遣研修指導員及び研修指導員（以下、「研修指導員等」という）は、次の各号の一に該当する者で地方公務員法第16条の規定に準じ、当該各号の規定に該当しない者のうちから県教育委員会が任命する。

- (1) 養護教諭等の退職者で、指導者としての資質を有すると県教育委員会が認めた者
- (2) 養護教諭の研修指導員等については養護教諭免許状、栄養教諭の研修指導員等については栄養教諭免許状を有する者で県教育委員会が適当と認めた者

2 研修指導員等の任免は、1年を超えない期間を任期として辞令により行い、その発令形式は、別表第1に定めるとおりとする。

<中略>

（勤務日及び勤務時間）

第10条 研修指導員等の勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 研修指導員等の勤務時間は1日につき4時間とする。
- (2) 研修指導員等の勤務日は1週間につき5日以内でなければならない。
- (3) 研修指導員等の勤務日及び勤務時間は、所属する公立学校の校長（以下、「校長」という）が前2号の規定により定め、勤務を割り振られていない日は、週休日とする。
- (4) 研修指導員等の休憩時間は、常勤の職員に準ずるものとする。

<以下、省略>

「愛知県教員育成指標」について

愛知県教育委員会では、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化するために、「愛知県教員育成指標」（以下「指標」という。）を平成 29 年 11 月に策定し、毎年度見直しを図り、改正（一部修正）をしています。

この「指標」は、平成 28 年 11 月に公布（平成 29 年 4 月に施行）された教育公務員特例法の一部改正法を受けて、教員等の養成・採用・研修を通した一体的な改革を推進するため、地域の実情に応じ策定したものであり、教員等として、自分が現在どのキャリアステージにいて、どのような力を発揮する必要があるのか、次に何を目指していけばよいかを考え、行動するための道しるべとなるものです。

愛知県教育委員会では、この「指標」を踏まえた「愛知県教員研修計画」を毎年度作成し、教員等の資質向上を推進していきます。

指標の概要

次の区分に応じて、それぞれの教員等が、どのような資質・能力を発揮し、どのような姿を思い描きながらキャリアを積んでいけばよいかを示したものです。

1 学校種及び職の範囲について

学校種は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に共通のものとし、職の範囲は「教諭」「養護教諭」「栄養教諭」及び「校長」の 4 種類としました。

2 ステージについて

教員の成長段階に応じて次の 4 区分を設けました。

「愛知県が求める着任時の姿」・・・新規採用の教員に対し求める資質・能力

「第 1 ステージ」・・・・・・・・・・教員としての基盤を固める段階

「第 2 ステージ」・・・・・・・・・・ミドルリーダーとして推進力を発揮する段階

「第 3 ステージ」・・・・・・・・・・シニアリーダーとして牽引^{けん}力を発揮する段階

3 資質・能力について

教員として磨いていきたい資質・能力を「素養」「指導力」「マネジメント力」の三つの大項目に分け、それぞれの大項目については、更にいくつかの小項目に分けています。

全ての職の「愛知県教員育成指標」のダウンロードはこちらから

⇒ URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyosyokuin/ikuseisihyou.html>

愛知県の教員のみなさんへ

愛知県教育委員会では、小中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務している全ての教員のみなさんが、今後どのような資質・能力を発揮し、どのような姿を思い描きながらキャリアを積んでいけばよいのかを指し示す羅針盤として、『教員育成指標』を作成しています。

○ 『教員育成指標』とは

この指標は、教員として磨いていって欲しい資質・能力の項目を縦軸に、着任時の姿から基盤づくり、ミドルリーダー、シニアリーダーというキャリアステージを横軸に、それぞれのステージで目指す姿を示しています。

教員として、自分が、現在どのキャリアステージにいて、どのような力を発揮する必要があるのか、次に何を目標していけばよいのかを考え、行動するための道しるべとなるものです。

養護教諭や栄養教諭の指標については、それぞれの専門的な機能も加えて示してあります。

校長については、トップリーダーとして高い見識と広い視野を持ち、よりよい学校運営を行う上で必要な資質・能力を示しました。教頭については、シニアリーダーとしての資質・能力の充実を図るとともに、校長の指標も意識しながら、校長の補佐としての役割を担えるようにと考えました。

○ 魅力ある教員を目指して

教員一人一人には、さまざまな個性や適性があり、それぞれの得意な分野を生かしつつ、苦手分野にも取り組みながら、必要な資質・能力を身につけ、学校における教育活動に貢献できる教員となってもらいたいと考えています。

そこで、まず指標全体を眺めて、自分がどのキャリアステージに位置するかを判断する必要があります。

例えば、自分は第2ステージに当てはまると思えば、そこで十分に力を発揮できるよう努力し、さらに次のステップの第3ステージを読み取り、その姿を思い描いてその実現にも努めてほしいと思います。また、キャリアステージや立場に関わらず、同僚として支えたり、経験を生かした助言をしたりして、学校全体にも目を配り、周りの教員をリードできる魅力ある教員を目指してほしいと思います。

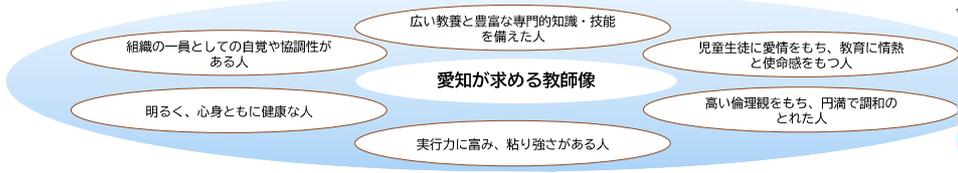
初任者は、「これから教員としてどのように歩んでいこうか」という目標を定める中で、経験を積み重ねながら、指標に示された教員像に、近づいていってほしいと考えています。

校長は、そんな一人一人の教員の個性や適性を「チーム」として生かしながら、より活力ある学校づくりを目指していただきたいと考えています。

この『教員育成指標』を活用することにより、愛知県の教員一人一人が、目標をもって生き生きと仕事に取り組み、これからの社会をたくましく生きる子どもたちを育成するための教育活動が、ますます推進されることを願っています。

愛知県教育委員会

愛知県 教員育成指標 【栄養教諭】



ステージ	愛知県が求める 着任時の姿	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する	
素質・能力	<p>教育的愛情・使命感・責任感</p> <p>倫理観・人間性・行動力</p> <p>自己教育力・創造的思考力</p> <p>コミュニケーション力</p>	<p>○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。</p> <p>○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を担い、使命感や責任感を自覚する。</p>	<p>○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。</p> <p>○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間姿を追求する。</p> <p>○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。</p>	<p>○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒の理解を深める。</p> <p>○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。</p>	<p>○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。</p> <p>○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。</p>
素養	児童生徒理解	<p>○子供の発達段階や成長に関わる基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の意義や重要性を認識し、一人一人に愛情をもち積極的に関わろうとする。</p>	<p>○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。</p> <p>○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。</p> <p>○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。</p>	<p>○児童生徒の情報を共有の場を設定することで、児童生徒の理解を深める。</p> <p>○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。</p>	<p>○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。</p> <p>○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。</p>
	生徒指導	<p>○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手だてを知り、実践しようとする。</p>	<p>○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。</p> <p>○児童生徒一人一人の課題を捉え、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。</p>	<p>○学年・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手だてを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。</p> <p>○経験や知識を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。</p> <p>○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。</p>	<p>○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点をもって、組織的な取組を促す。</p> <p>○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見直しをもち、教職員に対して指導・助言をする。</p> <p>○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気付く、適切な助言をする。</p> <p>○関係諸機関と連携を深め、問題解決のための体制づくりをする。</p>
	多様な理解と教育支援	<p>○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。</p> <p>○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。</p>	<p>○個の特性や背景を捉えながら、適切な実施把握をすることができる。</p> <p>○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。</p> <p>○実践を通して、児童生徒の多様な背景への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。</p>	<p>○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。</p> <p>○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などの連携を推進する。</p> <p>○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。</p>	<p>○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育システムを推進する。</p> <p>○人権や個々の価値観を大切に教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。</p> <p>○関係諸機関や専門家などの連携を積極的に図る。</p>
	食に関する指導	<p>○食育の推進における栄養教諭の役割及び学校組織・運営、校務分掌を理解し、栄養教諭の専門性を生かした指導をしようとしている。</p>	<p>○児童生徒の実態や学校教育目標を基にした食に関する指導の全体計画を提案するとともに、栄養教諭の専門性を生かし、担任などとの連携・調整を図った食に関する指導を行う。</p> <p>○児童生徒の食に関する健康課題などについて、担任などと連携を図り、個別的な相談指導に関わる。</p> <p>○他の教員から学んだり、ICTを活用したりして、自分の指導を改善しようとする。</p>	<p>○児童生徒の実態を踏まえ学習指導要領に基づいた食に関する指導内容を企画・調整し、給食献立計画と関連付けながら実践するとともにその評価を行う。</p> <p>○学校医等と連携するなど、校内の相談指導体制を整備し、児童生徒の食に関する健康課題等について適切に対応する。</p> <p>○児童生徒の主体的な学びを引き出す教材教具の工夫やICTの活用、学級経営や学習方針に沿った指導を展開する。</p>	<p>○食に関する指導を包括的に捉え、適切に実施・評価・改善し、ICTを効果的に活用するなど、教科等横断的な視点から食に関する指導の教育課程を編成するとともに、教職員に対して適切な指導・助言を行う。</p> <p>○学校運営について創造的なビジョンの構想やプランの構築に参画し、食に関する教育活動を推進する。</p> <p>○地域、近隣の学校（園）などとの連携・調整を図り、市町村の食育の計画や推進に関して主体的に関わる。</p>
マネジメント力	給食管理	<p>○学校給食の管理における栄養教諭の役割及び学校組織・運営、校務分掌を理解し、栄養教諭の専門性を生かした実践をしようとしている。</p>	<p>○学校給食実施基準に基づいた献立を作成し、学校給食の調理、配食等について指導・助言を行う。</p> <p>○学校給食衛生管理基準を理解し、適切な衛生管理のために日常点検及び指導・助言を行う。</p>	<p>○児童生徒の成長の特性や地域の実態などに基づいた適切な栄養管理を行うとともにその評価・改善に努める。</p> <p>○調理従事者や調理場などの衛生管理について日常的に評価・改善に努めるとともに、学級における衛生管理などを含め適切な指導・助言を行う。</p>	<p>○給食管理を食に関する指導と一体化した視点から評価・改善し、食に関する指導に生かすための情報などを全教職員に対して提供・助言を行う。</p> <p>○市町村の給食管理及び運営に関する中心的な役割を果たす。</p>
	学校安全・危機管理	<p>○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。</p>	<p>○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対応する。</p> <p>○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に実行する。</p>	<p>○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。</p> <p>○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。</p>	<p>○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。</p> <p>○学校を取り巻く環境の危機管理について、学校と家庭や地域などとの協力体制を確立する。</p>
	同僚との連携・協働	<p>○社会人として良識ある言動をし、円満な人間関係をつくろうとする。</p>	<p>○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。</p> <p>○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。</p>	<p>○教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして「チーム」として対応できるようにリードする。</p> <p>○互いの課題や悩みに気付く、支え合える環境をつくることに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。</p>	<p>○自らの経験を生かし、自校の課題を中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。</p> <p>○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。</p>
	地域社会との連携・折衝	<p>○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。</p> <p>○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。</p>	<p>○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。</p> <p>○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対応する。</p>	<p>○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。</p> <p>○他校、異校種の教職員との連携・協力を推進する。</p>	<p>○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。</p> <p>○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。</p> <p>○地域に貢献する活動を企画・調整する。</p>

は栄養教諭固有の力を意味する。

令和8年度新規採用栄養教諭研修の手引

令和8年4月発行

愛知県教育委員会

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 〈052〉961-2111（代表）

保健体育課 給食グループ

電話 〈052〉954-6839

愛知県総合教育センター

〒444-0802

愛知県岡崎市美合町字並松1番80

電話 〈0564〉83-9154（キャリアアップ研修推進G）

ウェブサイト <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sogokyoiku-c/>

